(三)　この法律における「再生可能エネルギー発電設備」の定義を、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備とすることとした。

(四)　この法律における「再生可能エネルギー源」の定義を、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスその他政令で定めるものとすることとした。

3　調達価格及び調達期間（第三条関係）

(一)　経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに調達価格及び調達期間を定めなければならないこととした。

(二)　調達価格及び調達期間を定めるに当たって勘案すべき事項及び必要な手続に関し所要の規定を設けることとした。

4　電気事業者は、経済産業大臣の認定に係る発電に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（以下「特定供給者」という。）から、当該再生可能エネルギー電気について特定契約（当該認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。）の申込みがあったときは、正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならないものとすることとした。（第四条関係）

5　電気事業者（特定規模電気事業者を除く。）は、特定供給者から当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電気的に接続することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該接続を拒んではならないものとすることとした。（第五条関係）

6　再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等（第六条関係）

(一)　再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、当該再生可能エネルギー発電設備及びその発電の方法が一定の基準に適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができることとした。

(二)　一の認定の変更及び取消し並びに関係大臣との協議に関し所要の規定を設けることとした。

7　特定契約に基づく一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための再生可能エネルギー電気の供給については、電気事業法第二二条の規定は適用しないものとすることとした。（第七条関係）

8　電気事業者間の費用負担の調整等（第八条～第一六条関係）

(一)　費用負担調整機関は、各電気事業者が供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、電気事業者に対して交付金を交付するものとし、交付金の額の算定等に関し所要の規定を設けることとした。

(二)　電気事業者は、費用負担調整機関の行う交付金の交付等の業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、費用負担調整機関に対して納付金を納付する義務を負うものとすることとした。

(三)　経済産業大臣が、毎年度、当該年度の開始前に納付金単価を定めるものとする等納付金の額の算定等に関し所要の規定を設けることとした。

(四)　電気事業者は、特定契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量、供給した電気の量その他の事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならないものとすることとした。

(五)　電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができるものとすること及び賦課金の額の算定に関し所要の規定を設けることとした。

9　賦課金に係る特例（第一七条関係）

(一)　経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、当該事業の電気の使用に係る原単位（売上高一〇〇〇円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。）が、当該事業が製造業に属するものである場合にあっては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者からの、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定することとした。

(二)　(一)による認定に係る年度において、(一)による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、本来支払を請求することができる賦課金の額として算定された額から、当該額に一〇〇分の八〇を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすることとした。

(三)　(一)による認定の取消し及び(一)による認定を受けた事業所に係る事業者の氏名等の公表に関し所要の規定を設けることとした。

10　予算上の措置（第一八条関係）

政府は、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずることとした。

11　費用負担調整機関（第一九条～第三〇条）

(一)　経済産業大臣は、一般社団法人等であって、(二)の業務に関し、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関として指定することができるものとすることとした。

(二)　費用負担調整機関の業務規程等の認可、区分経理等に関し所要の規定を設けることとした。

12　資源エネルギー庁に、調達価格等算定委員会を置くとともに、その組織、委員、運営等に関し、所要の規定を設けることとした。（第三一条～第三七条関係）

13　太陽光発電設備であって、この法律の施行の際現にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二一年法律第七二号）に基づき一般電気事業者により行われている太陽光を変換して得られる電気の調達に係るものに関する特例について規定を設けることとした。（附則第七条関係）

14　東日本大震災により被害を受けた電気の使用者に対する賦課金に係る特例を設けることとした。（附則第九条関係）

15　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成一四年法律第六二号）は廃止すること及びそれに伴う所要の経過措置について規定を設けることとした。（附則第一一条から第一三条まで関係）

16　この法律は、一部の規定を除き、平成二四年七月一日から施行することとした。

◇電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（法律第一〇九号）（経済産業省）

一　電気事業法の一部改正関係

1　接続供給の定義の改正

一般電気事業者が接続供給を行う対象として、特定電気事業者を追加することとした。（第二条関係）

2　特定電気事業の供給地点に係る軽微な変更の届出

(一)　特定電気事業者は、供給地点について経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、届出受理から二〇日の待機期間を経過した後でなければ当該変更をしてはならないものとすることとした。（第八条関係）

(二)　経済産業大臣は、届出の内容が要件に適合していると認めるときは、待機期間を短縮することができるものとし、届出の内容が要件に適合していないと認めるときは、届出の内容の変更又は中止を命ずることができるものとすることとした。（第八条関係）